

平成 29 年 3 月 15 日

株主各位

山口県宇部市大字小串 74 番地 3

株式会社エムビーエス

代表取締役社長 山本 貴士

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 2 月 28 日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 10 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 29 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 29 年 4 月 1 日をもって当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 2,478,000 株から 24,780,000 株にすることを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせならびにご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 29 年 5 月上旬にお届けご住所にお送り申し上げる予定であります。
- 平成 29 年 4 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	日本証券代行株式会社
連絡先	〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 日本証券代行株式会社 代理人部 電話 0120-707-843 (フリーダイヤル)